

東日本大震災の被害を受けた中小企業等の皆さまへ
～ 東日本大震災復興特別貸付の概要 ～

商工中金は、東日本大震災の発生を受け、平成 23 年 3 月 11 日、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を全営業店に開設し、被害を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入等のご相談に対応しております。

●中小企業等向け危機対応業務

<「東日本大震災復興特別貸付」の概要>

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者等／原発事故に係る警戒区域等（注 1）内の中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸付限度額 3 億円 ◆ 貸付期間 最大 20 年（設備）、15 年（運転） ◆ 据置期間 最大 5 年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 基準金利（注 2）から▲0.5% ・ 貸出後 3 年間は、1 億円まで▲1.4% （※）利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸付限度額 3 億円 ◆ 貸付期間 最大 15 年（設備、運転） ◆ 据置期間 最大 3 年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 基準金利（注 2）から最大▲0.5%（注 3） ・ 貸出後 3 年間は、3,000 万円まで最大▲1.4% （注 4） （※）利子補給を受けるためには被害証明書が必要
③その他の理由により、売上等が減少している中小企業者等（風評被害等による影響を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 貸付限度額 7 億 2,000 万円 ◆ 貸付期間 最大 15 年（設備）、8 年（運転） ◆ 据置期間 最大 3 年 	<ul style="list-style-type: none"> ◆金利引下げ措置（利子補給）（注 5） ・ 期間限定なく、当金庫所定の利率から最大▲0.5%（注 3）

注 1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注 2：平成 27 年 5 月 31 日現在、貸付期間 5 年の場合で、1.40%（基準金利は毎月 1 回改定）

注 3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%

注 4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、注 3 の引下げが可能

注 5：金利引下げ分の利子補給金は、後日入金（6 か月毎）となります

<「資本的劣後ローン」の概要>

利用対象者	東日本大震災復興特別貸付の利用対象者に該当する中小企業者等
貸付限度額	1 社当たり 7 億 2,000 万円（注 1）
貸付期間	10 年（期限一括返済）
貸付利率	貸付後 1 年毎に、直近決算の成功度合いに応じて 0.4%、3.6%（注 1）の 2 区分の利率が適用されます
担保・保証人	無担保・無保証
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度による借入については、金融検査上自己資本とみなすことができます ・ 本制度による借入については、法的倒産手続き開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します ・ 四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、当金庫が適切と認める事業計画書の提出が必要となります ・ 期限前弁済は、原則として認められません

注 1：非法定中小企業者については、異なる貸付限度額、利率が適用されます

●中堅企業向け危機対応業務

<「中堅企業向け危機対応業務」の概要>

対 象 者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資 金 使 途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、震災にかかる運転資金
貸 付 利 率	当金庫所定の利率（売上高等減少、雇用の維持・拡大等の要件により最大0.5%の利子補給
貸 付 期 間	設備：20年以内（据置3年以内） 運転：15年以内（据置3年以内）
貸 付 限 度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高20億円以内〈日本政策投資銀行等との合算〉）

商工中金は、被害を受けられた中小企業等の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、危機対応業務の指定金融機関として、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。